

令和元年度 豊中市 幼児教育・保育無償化 事業者説明会(市内認可外施設対象)  
(令和元年(2019年)7月1日実施分)

質問票への回答について

問	回答
<b>確認について</b>	
<p>確認申請に必要な書類について、「確認様式 4(一時預かり事業)」と「確認様式 5(病児保育事業)」のフォーマットはありますか。</p>	<p>「確認様式 4(一時預かり事業)」と「確認様式 5(病児保育事業)」は、市ホームページに掲載しております。 ただし、当該確認申請が必要な事業所は、児童福祉法第 34 条の 18 の規定による届出がなされている事業所が対象となりますので、認可外保育施設として一時預かり等のサービスを提供されている場合は、「確認様式 2(認可外保育施設)」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。</p>
<p>「確認様式 2(認可外保育施設)」3(6)職員の研修受講状況の報告において、受講状況のわかる書類が必要ですが、社内研修・社外研修のどちらが対象でしょうか。監査での検査対象と同様でしょうか。</p>	<p>社内研修・社外研修のいずれも対象となりますので、職員の研修受講状況がわかる書類を添付してください。ご指摘のとおり、立ち入り検査時に確認させていただく対象と同様とお考えいただいで結構です。 なお、研修受講状況がわかる書類としては、修了証や受講済証の提出をお願いしていますが、もし当該書類がない場合には、受講された研修資料や研修申込書に受講日、受講者を明記のうえ、設置者の証明(押印要)の記載をいただき、ご提出ください。</p>
<p>企業主導型において一時保育(余裕型)を実施している場合、確認申請は必要でしょうか。</p>	<p>児童福祉法第 34 条の 18 の規定による届出をされたうえで一時保育を実施している事業所につきましては、「確認様式 4(一時預かり事業)」にて確認申請が必要となります。(国 FAQ No.157 参照) 上記届出をされず、認可外保育施設として一時預かり等のサービスを提供されている場合は、「確認様式 2(認可外保育施設)」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。</p>
<p>病児保育室を新規開設する場合、確認申請はいつすればよいのでしょうか。</p>	<p>無償化の対象となる利用者を受け入れる場合は、開設までに申請をお願いします。</p>
<b>無償化全般について</b>	
<p>無償化の手続きについて、「企業主導型は除く」との説明がありました。企業主導型は無償化の対象とならないのでしょうか。</p>	<p>無償化の対象となると聞いていますが、市町村に対して明確な通知はありません。内閣府から児童育成協会を通じて、別途ご案内があるかと存じますので、そちらをご確認ください。</p>

保育料について	
<p>企業主導型保育において、無償化の対象となる児童が在籍していた場合、無償化上限額はいくらですか。</p>	<p>要綱等に規定されている標準的な利用料(利用者負担相当額)が無償化の対象となります。(FAQ154 参照)</p>
指導監督基準を満たす旨の証明書の発行について	
<p>指導監督基準を満たす旨の証明書の発行について、詳細を教えてください。</p>	<p>立入調査を実施し、指導監督基準を満たしている(A判定)と判断した場合に認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を発行します。</p> <p>また、B判定(口頭指導)及びC判定(文書指導)の指摘事項があった場合は、立入調査日から1か月以内に指摘事項の改善が確認できた場合に、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を発行します。</p>
施設等利用給付認定について	
<p>入所申込は随時受けていますが、認定申込はその都度行えるのでしょうか。</p>	<p>前月末までに、保護者に必要に応じて認定申込をご案内ください。</p>
<p>新2号認定を受ける場合は、「保育の必要性が確認できる書類が必要」とありますが、その際に認可施設へ申込をしていたが入所できないため、認可外施設を利用している状況を証明できる書類も必要でしょうか。</p>	<p>必要ありません。</p>